

別記様式(第5条第2項)

(表)

確認書

学校長 宛て

裏面記載の習志野市教育委員会が所有する学習用タブレット端末の利用における重要事項について、確認しました。

年 月 日

所属： 習志野市立 _____ 学校

児童生徒氏名 : _____

保護者氏名 : _____ (自署)

学習用タブレット端末の利用における重要事項

- 1 タブレット端末は、学校や家庭での学習及び学校と家庭との連絡に限り利用します。
- 2 タブレット端末への充電は、必要に応じて家庭でも行います。
- 3 インターネットへのアクセスでは、ルールやマナーを守り、個人情報の保護、人権擁護、著作権の保護等に十分注意します。トラブルが発生したら、すぐに学校へ連絡します。
- 4 タブレット端末が正常に使用できなくなった場合は、すぐに学校へ報告します。
- 5 転出、卒業等の場合は、タブレット端末及びその付属品（充電器、タッチペン等）を学校に返却します。
- 6 タブレット端末が家庭で紛失や盗難の被害に遭った場合や、児童生徒若しくは保護者の故意若しくは重大な過失によりタブレット端末が利用できなくなった場合は、修理又は購入にかかる費用が保護者の負担になる場合があります。
- 7 タブレット端末で利用した有料サイトの利用料、アプリケーションの課金、学校外でタブレット端末を利用した場合の通信費等利用者が行った行為によって発生した費用は、保護者の負担とします。